

平成27年度
管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健福祉事務所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第7条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものである。

なお、小規模給食施設は、給食業務の運営形態、栄養士の配置状況、給食数のみの報告である。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

平成27年6月の状況を平成27年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は97施設あり、提出率は100%であった。

		対 象 施 設				提出施設数	提出率 (%)
		特定給食施設	その他の給食施設	小規模給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上	1回50食未満 又は1日100食未満			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	10	0	0	10	10	100
病院等	病院 診療所	5	3	0	8	8	100
		0	0	4	4	4	100
社会福祉施設	介護老人保健施設	5	1	0	6	6	100
	老人福祉施設等	11	10	7	28	28	100
	障害者支援施設等	2	2	1	5	5	100
	児童福祉施設 (保育所を除く)	0	1	0	1	1	100
保育所等	保育所(園)	16	8	5	29	29	100
	認可外保育施設	0	0	1	1	1	100
事業所等	事業所・寄宿・その他	3	1	1	5	5	100
計		52	26	19	97	97	100

給食施設の状況

1 給食業務の運営形態

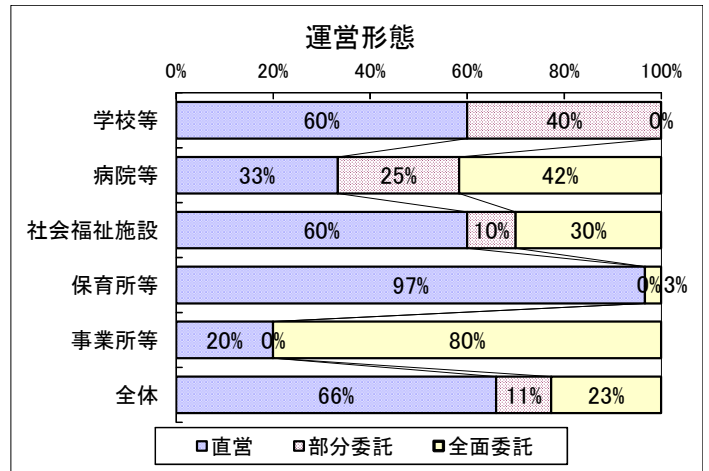
栄養管理報告書の提出のあった97施設のうち、直営は64施設(66%)、部分委託は11施設(11%)、全面委託は22施設(23%)である。

学校等では全面委託の施設はなく、部分委託をしている4施設の委託内容は、配送のみが1施設で、3施設は材料購入・調理・食器洗浄等の複数業務を委託している。

病院等では、4割が全面委託している。

社会福祉施設のうち、障害者支援施設は全て直営で運営している。

保育所等は1施設を除き直営で運営し、事業所等では1施設を除き全面委託している。



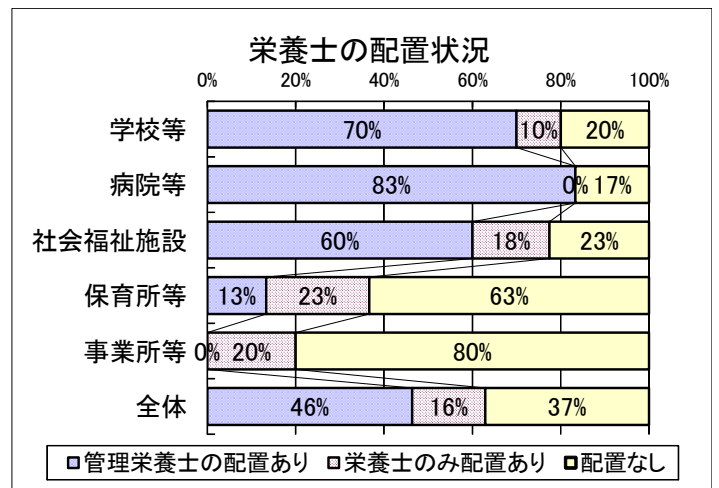
2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第21条第1項)のある施設は、管内に2施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされている。管理栄養士の配置がないのは小規模給食施設2施設であった。

介護老人保健施設・介護老人福祉施設・障害者支援施設では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメントの実施が加算対象となっており、管理栄養士の配置率は病院等・学校等に次いで高い。

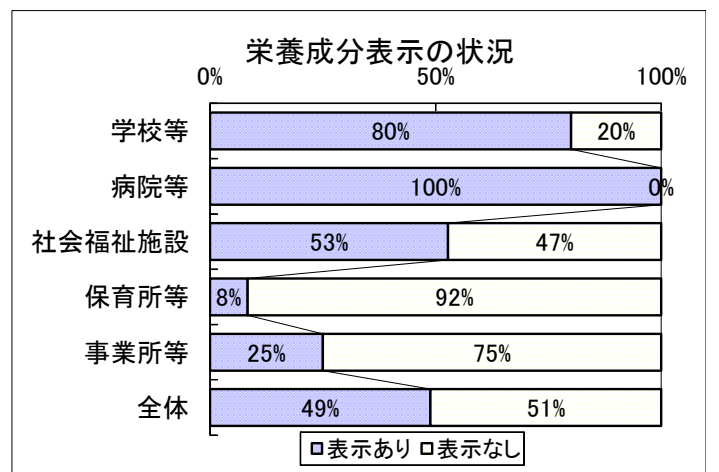
また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では8割の施設で管理栄養士・栄養士が配置されている。



3 健康・栄養に関する情報の提供状況

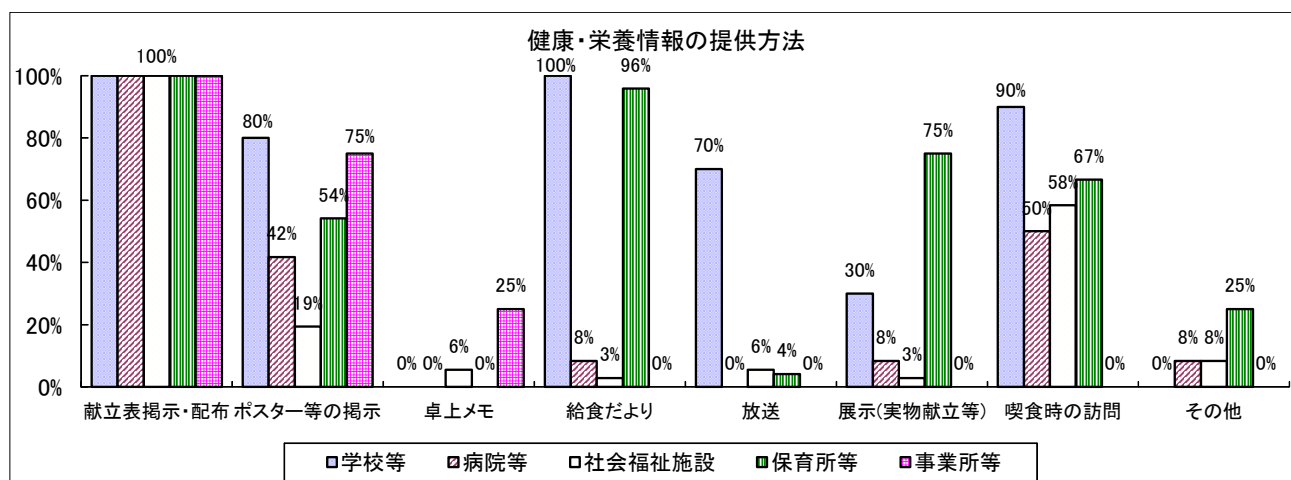
特定給食施設では、健康増進法第21条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また厚生労働省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲立並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

病院等では、栄養成分表示している施設は12施設(100%)であった。



健康・栄養情報は、何らかの方法で全施設で提供されている。献立表の掲示・配布は、全施設で行われている。

保育所等における「その他」は、食育だより、食材説明や給食参観、親子クッキング等での指導である。



4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。野菜では、社会福祉施設と保育所の平均値が目標ラインを下回り、果物では学校等と社会福祉施設の平均値が目標ラインを下回っている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	109.5	112.0	8.3	99	125	93
病院等	360.5	370.5	69.8	202	465	350
社会福祉施設	312.4	313.0	53.7	201	411	350
保育所	95.6	90.0	18.4	73	155	100

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	23.3	24.0	4.1	18	27	32
病院等	73.1	66.5	20.0	46	115	70
社会福祉施設	54.7	55.0	21.1	18	100	70
保育所	55.1	49.5	22.4	28	119	50

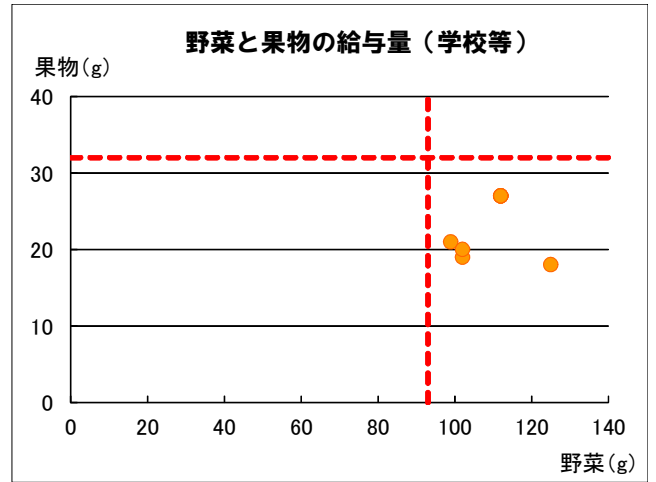
(1) 学校等

管内の学校共同調理場、給食センター、単独校の8施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳~9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で目標量を給与していたが、果物の目標ラインを満たしている施設はなく、施設ごとのバラツキも小さかった。

果物の給与量が最も少ない施設では18g/日で、目標ラインの半量程度であった。



*「学校給食摂取基準の策定について（報告）」(学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者協議会平成23年3月)

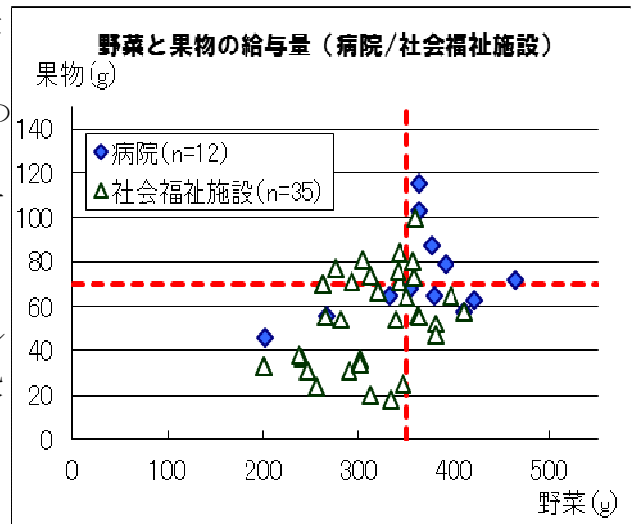
(2) 病院等・社会福祉施設

1日3食を提供している病院等12施設と社会福祉施設35施設の状況である。

野菜は「健康日本21(第2次)」や「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」で目標にしている350g/日を目標ラインとした。果物は「健康日本21(第2次)」では、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされるので、「100g/日未満の者の割合の減少」を指標としているが、対象者と施設の特性を考慮し、70g/日とした。

病院等では、野菜・果物とも平均値が目標ラインを満たしているが、施設ごとのバラツキが大きい。

社会福祉施設では、野菜の給与量が目標ライン未満の施設が26施設(74%)であった。平均値も312g/日と目標ラインに40g/日程度不足している。果物は、目標ライン未満の施設が23施設(66%)であった。平均値も55g/日と目標ラインに15g/日程度不足しており、施設ごとのバラツキが大きく、最も給与量の少ない施設では18g/日であった。



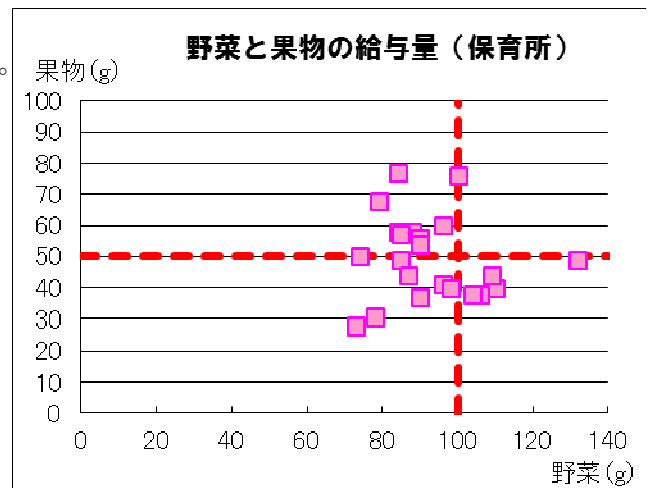
(3) 保育所

1回50食以上提供している保育所24施設の状況である。

目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子育て支援課)」の「3~5歳児の食品構成(例)」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

野菜、果物で目標ラインを満たしている施設は、それぞれ8施設(33%)と12施設(50%)であった。

野菜の平均値は96g/日と、目標ラインに5g/日程度不足している。果物の平均値は、目標ラインを上回っていた。



5 危機管理体制整備状況

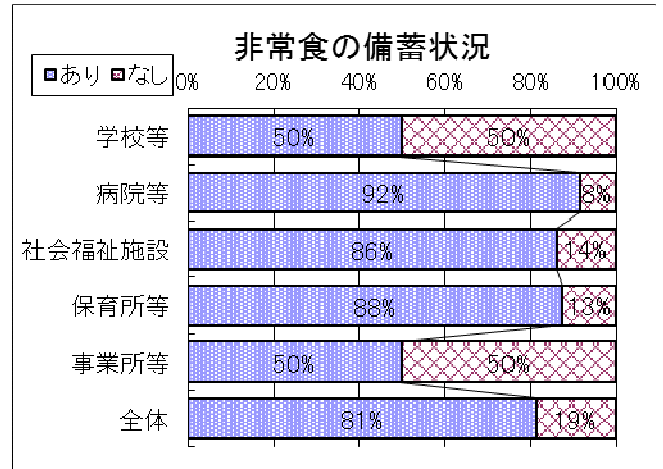
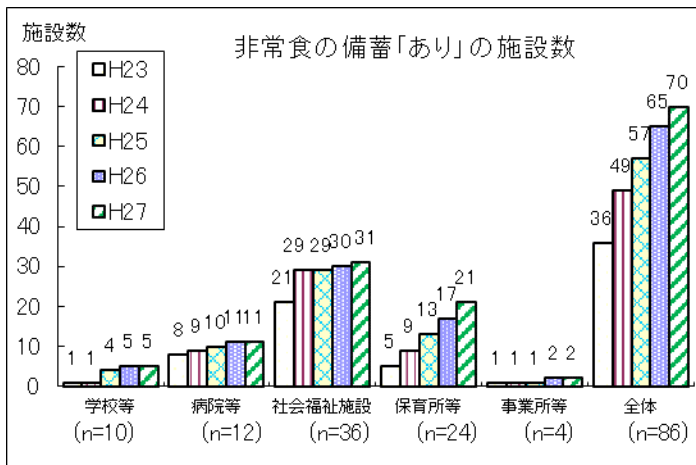
診療所以外の小規模給食施設を除く、管内 86 施設の状況である。

(1) 非常食の備蓄

非常食の備蓄をしている施設は年々増加し、70 施設 (81%) である。

保育所等や、1日3食を提供している病院等や社会福祉施設で整備率が高い。

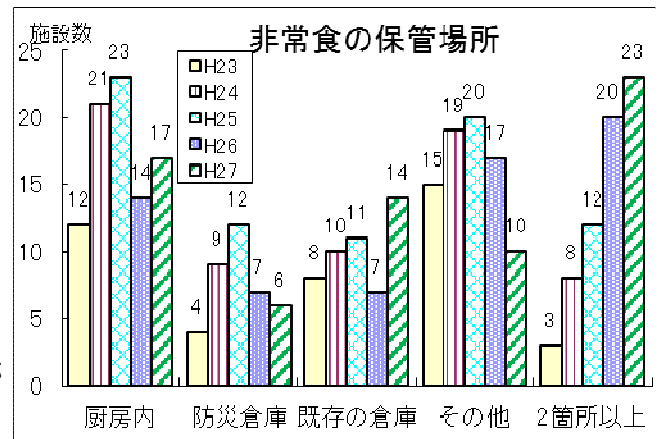
前年と比較すると、社会福祉施設と保育所等で備蓄をしている施設が増加していた。



(2) 非常食の保管場所

保管場所は、2箇所以上に分散して備蓄している施設が最も多い。

「その他」は、食品庫・職員休憩室・事務室・職員室等で、病院では各病棟、社会福祉施設では各階、保育所では各クラスで保管している施設がある。



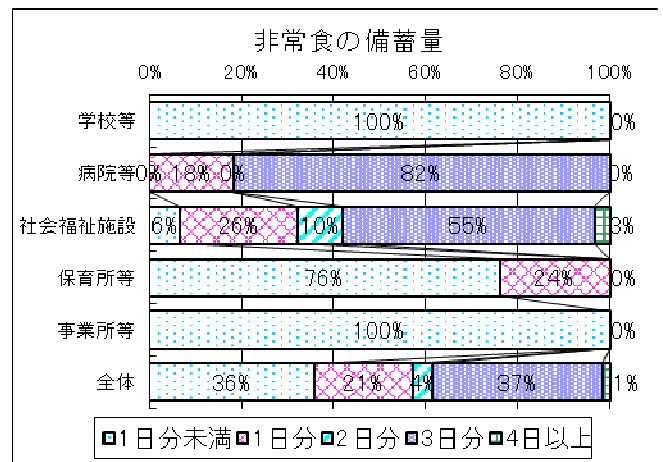
(3) 非常食の備蓄量

「香川県災害時保健活動マニュアル(平成24年3月)」では、「1日3食提供する給食施設にあっては、自助で3日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

1日3食を提供している病院等では、3日分以上備えている割合が82%と最も高い。

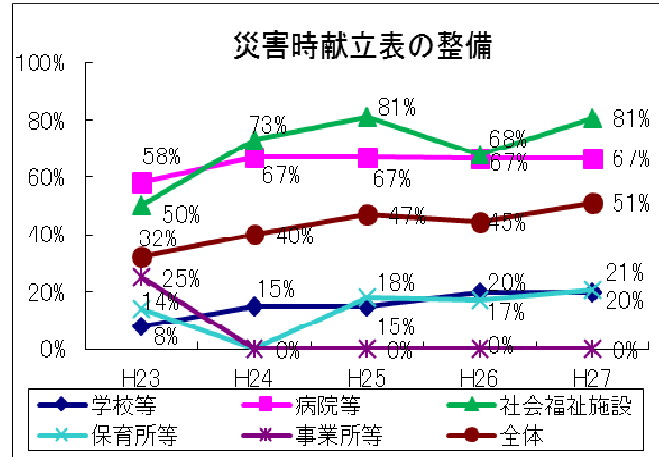
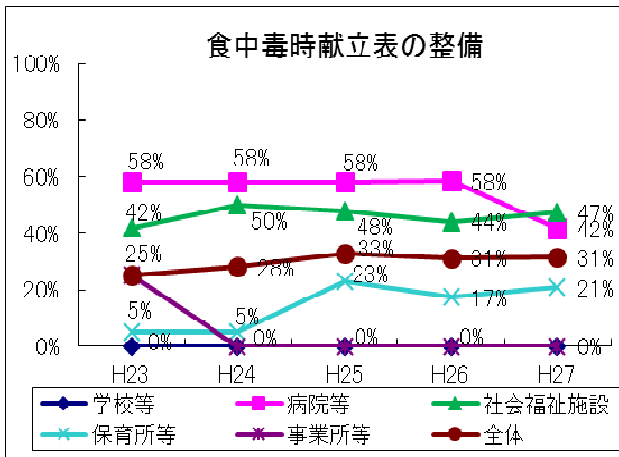
社会福祉施設では、3日分以上備えている施設が前年より増加し、18施設(58%)になった。

1日1食を提供している学校等・保育所等では、1食分を備蓄している施設が多かった。



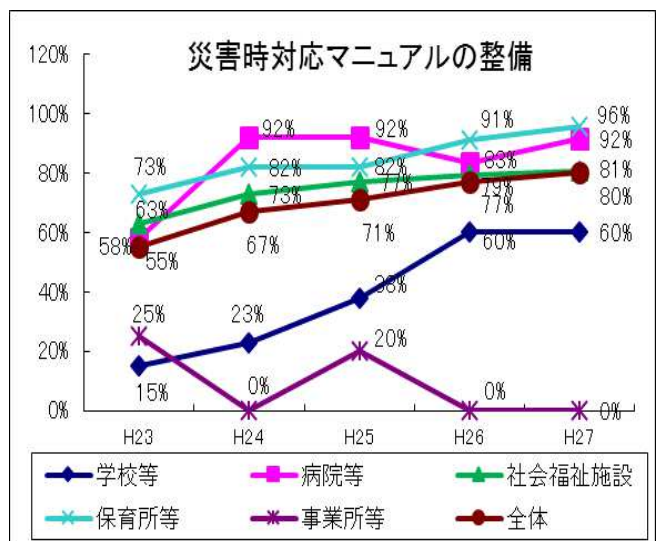
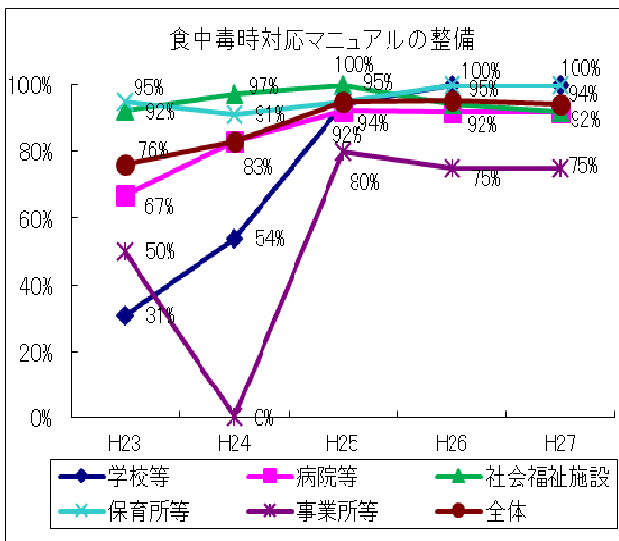
(4) 非常時用献立表・各種マニュアルの整備

① 食中毒時及び災害時献立表



食中毒時献立表のある施設は 27 施設 (31%) で、最も整備率の高い社会福祉施設でも5割に満たない。災害時献立表は 44 施設 (51%) で作成しており、最も整備率の高い社会福祉施設でも8割にとどまっている。

② 食中毒時及び災害時対応マニュアル



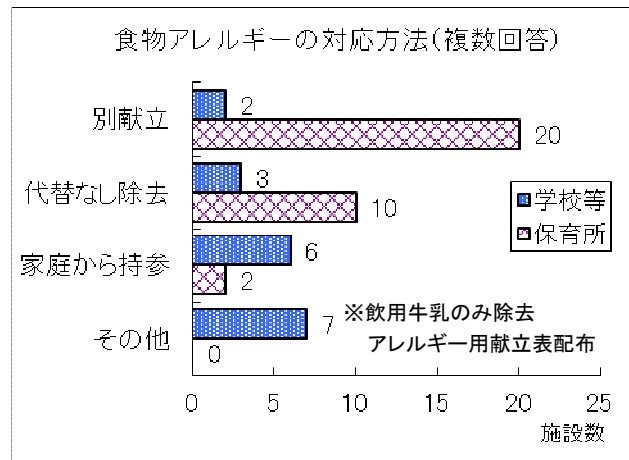
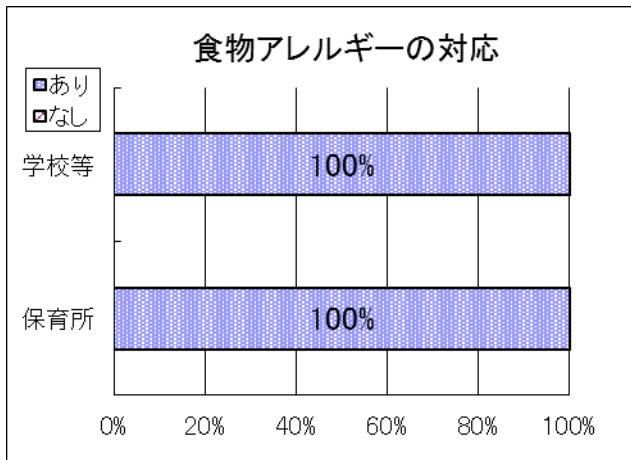
食中毒時対応マニュアルは、1日に3食を提供していない学校・保育所等では、すべての施設で整備されている。病院等及び社会福祉施設では、9割の施設で整備している。

災害時対応マニュアルの整備率は、病院等・保育所等は約9割で、社会福祉施設では8割である。全体的に少しずつ整備率が増加している。

事業所等の食中毒時及び災害時対応マニュアルの整備率は、他の施設と比べて低くなっている。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター4施設と単独校6施設及び1回50食以上提供する保育所24施設の状況である。

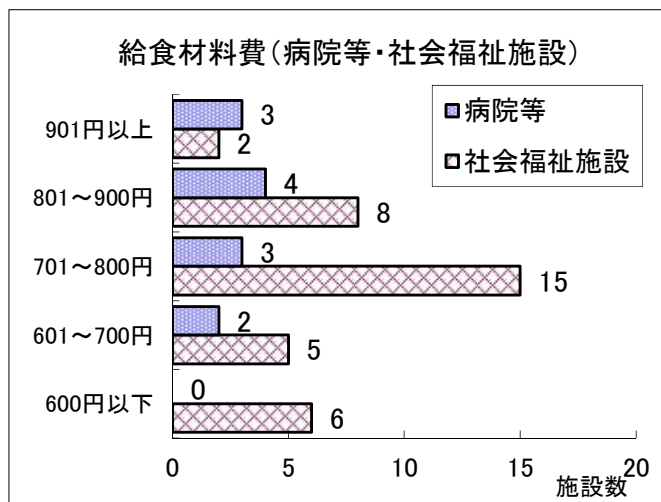


食物アレルギーの対応は、学校等及び保育所の全施設で対応している。

対応方法は、保育所では別献立での食事の提供が最も多く、20施設で行われている。学校では、代替なし除去や飲用牛乳のみを除去している施設が多く、保育所と学校では対応が大きく異なっている。

7 1人1日当り給食材料費

給食材料費の記入のあった1日3食を提供している社会福祉施設36施設と病院等12施設の状況である。



社会福祉施設の平均値は739円、病院等は827円である。

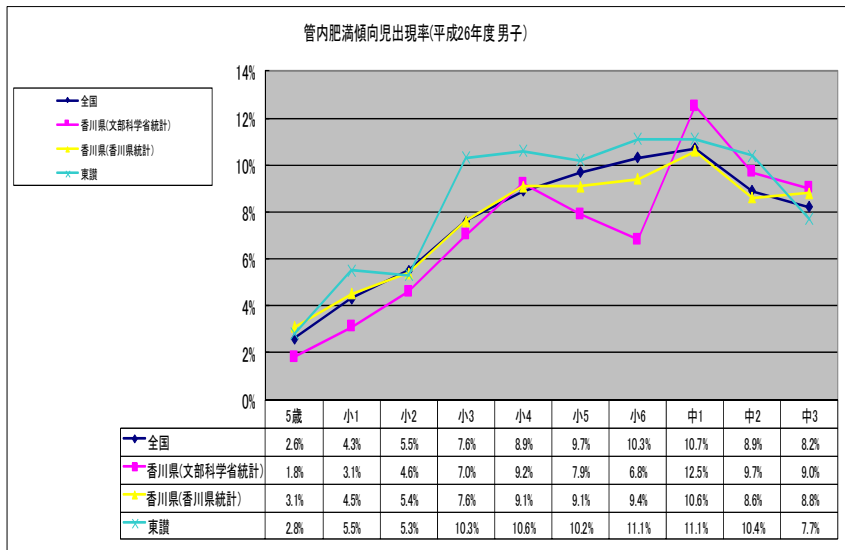
社会福祉施設は、701円から800円が15施設で最も多い。901円以上が2施設ある反面、600円以下も6施設あった。

病院等では、600円以下の施設はなかった。

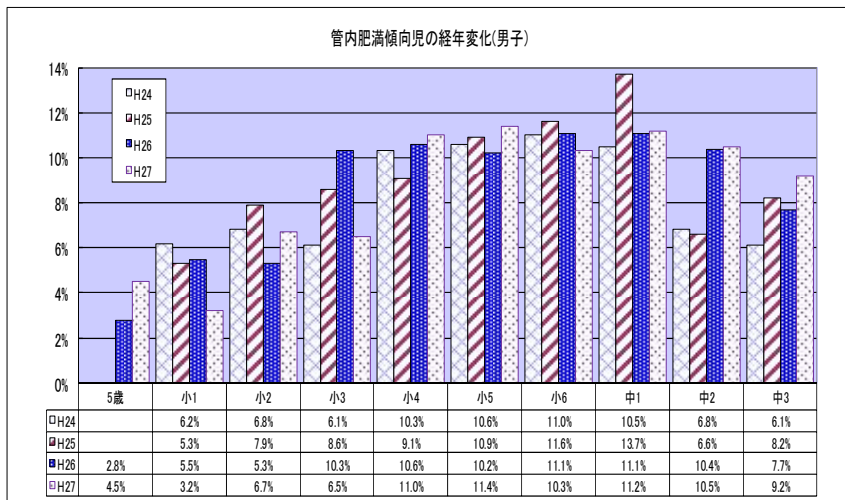
8 肥満とやせの状況

(1) 学校等

① 肥満傾向児（男子）

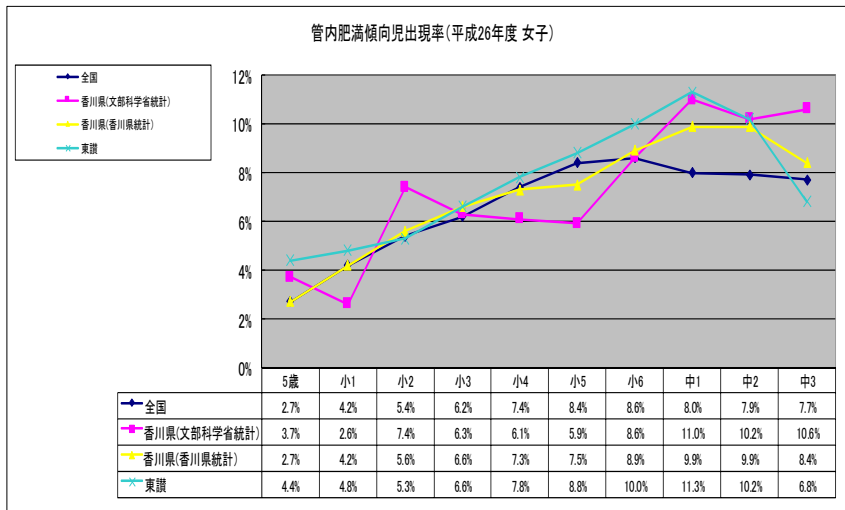


東讃管内の平成 26 年度の男子の肥満傾向出現率は、5 歳、小学 2 年、中学 3 年を除き全国や香川県(香川県統計)を上回っている。中学1年までは、学年が上がるにつれ増加し、中学2年から減少している。中学での減少は部活動により運動量が増加するためではないかと推察される。

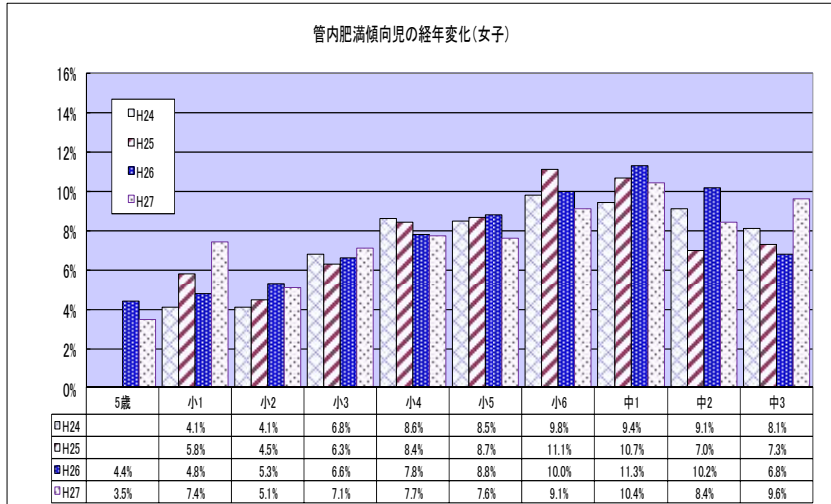


男子については、中学 1 年までは 1 年進級するとともに、肥満傾向児が増加している。中学 2 年で一旦減少するが、再び中学 3 年になると増加傾向にある。

② 肥満傾向児（女子）

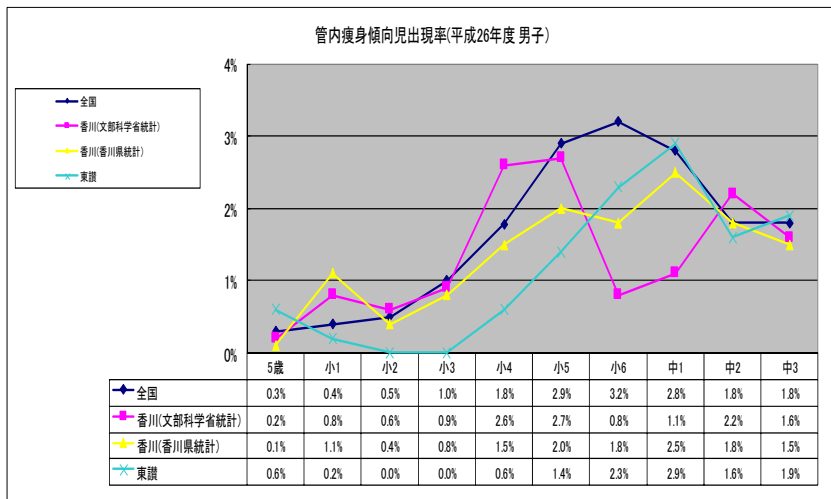


東讃管内の平成 26 年度の女子の肥満傾向出現率は、小学 2 年、中学 3 年を除き全国や香川県(香川県統計)より上回っている。女子も男子と同様に中学1年が最も高くなり、中学 2 年から減少している。

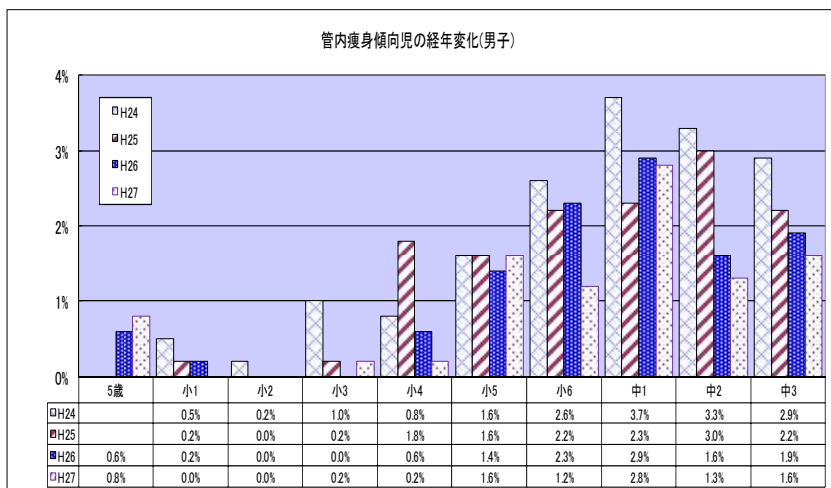


女子については、中学1年までは1年進級するとともに肥満傾向児が増加し、中学2年から減少している。

③ 痩身傾向児（男子）

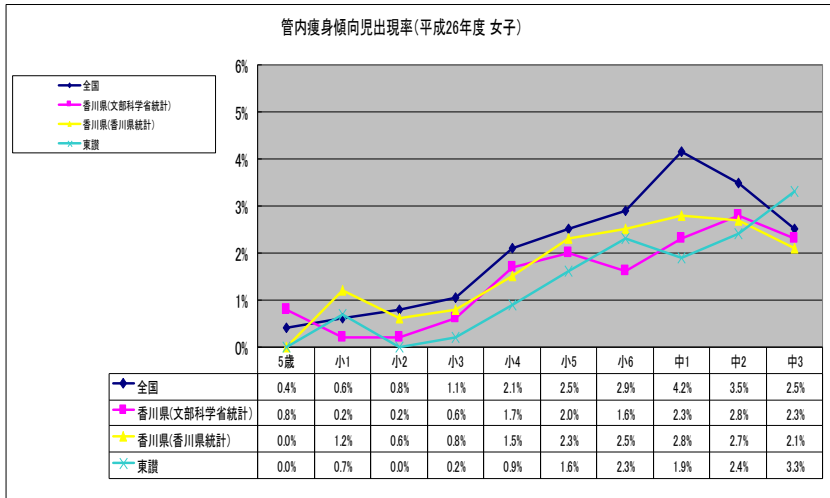


東讃管内の平成26年度の男子の痩身傾向出現率は、小学4年から増加し始め中学1年が最も高くなり、全国や香川県より上回っている。中学2年で減少するが、中学3年で増加している。

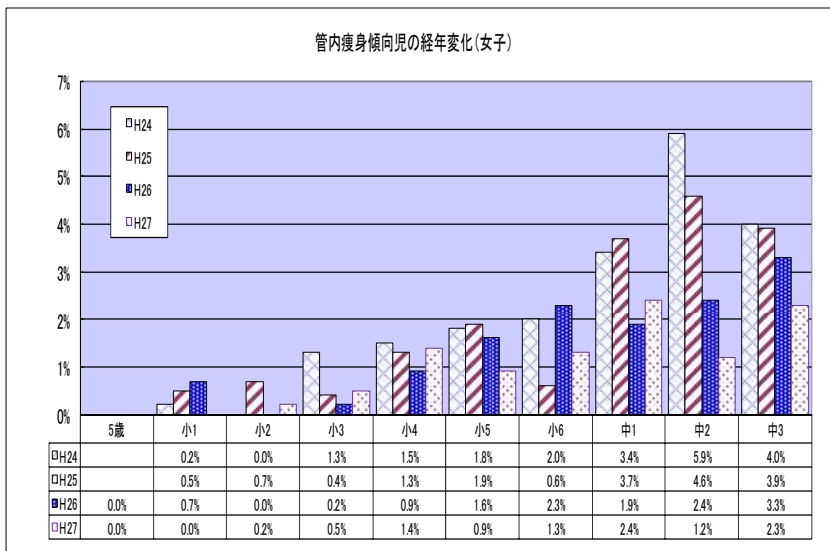


男子については、小学高学年では1年進級するとともに痩身傾向児が増加し、中学2年から減少している。

④ 痩身傾向児（女子）



東讃管内の平成26年度の女子の痩身傾向出現率は、小学3年から増加し始め中学3年で全国や香川県を上回っている。



女子については、小学中学年から1年進級するとともに痩身傾向児が増加し、中学2年になると減少傾向にある。

○全国の数値は、文部科学省の学校保健統計調査による。

○香川(文部科学省統計)の数値は、文部科学省の学校保健統計調査による。(抽出調査。抽出率は幼稚園18.9%、小学校9.9%、中学校14.6%)

○香川(香川県統計)の数値は、香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査による。(全数調査)

○東讃保健福祉事務所管内の数値は、各学校より提供のあった香川県教育委員会、香川県学校保健会の学校保健統計調査による。(平成24年度はさぬき市立大川第一中学校・天王中学校を除く。)

なお、平成26・27年度の数値は、特定給食施設等栄養管理報告書による。

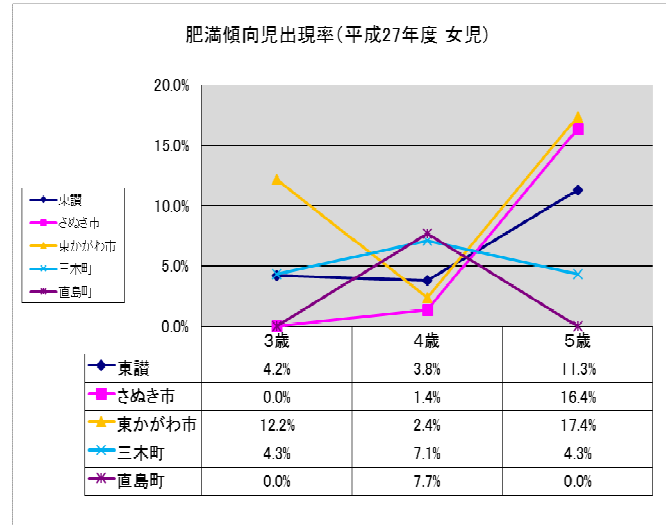
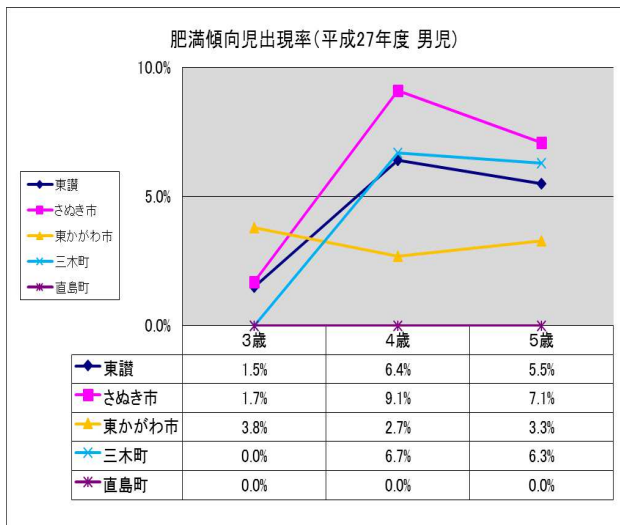
(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。

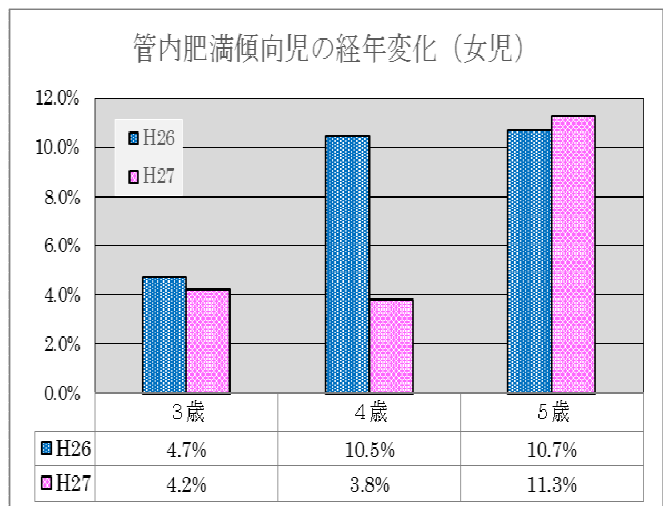
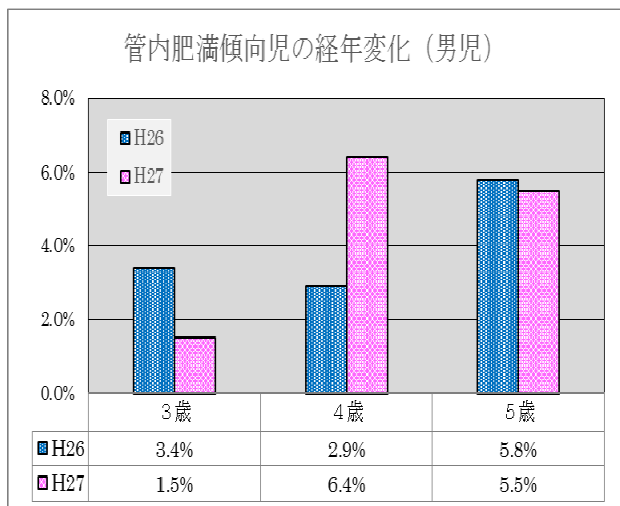
肥満度(過体重度) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

(2) 保育所

① 肥満傾向児

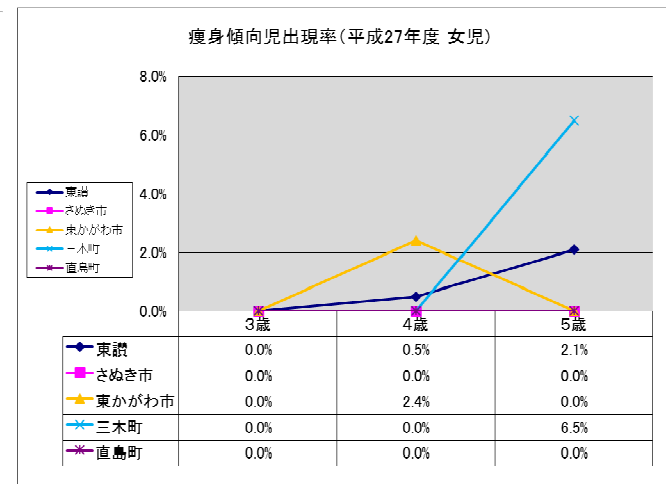
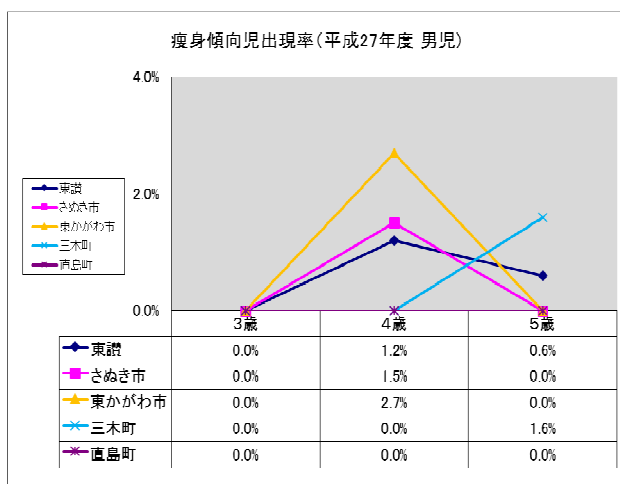


肥満傾向の男児は、4歳になると増加し、5歳で減少傾向にある。女児は、5歳になるにつれ増加傾向にある。

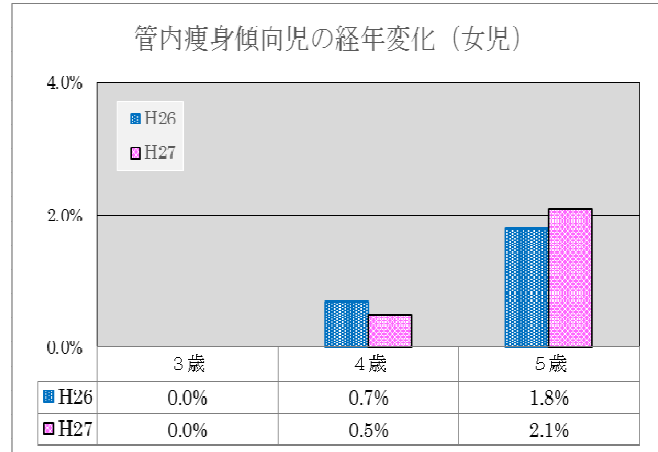
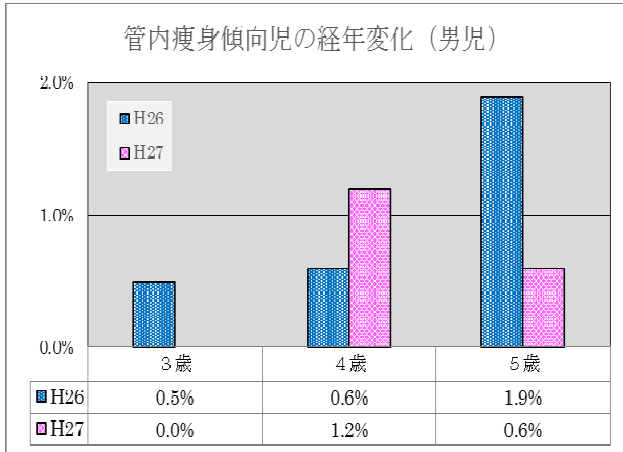


男児・女児ともに、歳をとると肥満傾向児は増加傾向にある。

② 痩身傾向児



痩身傾向児の男児は、4歳になると増加し、5歳で減少傾向にある。女児は、5歳になるにつれ増加傾向にある。



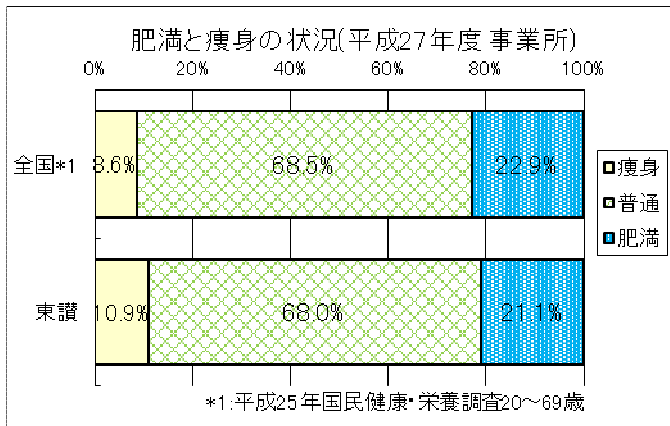
男児・女児ともに、歳をとると痩身傾向児は増加している。

(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。

痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。

肥満度(過体重度) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

(3) 事業所



事業所の肥満及び痩身の割合は、全国並みである。約7割が普通で、ほぼ5人に1人が肥満である。

(注)肥満とは、身長・体重から肥満度を求め、肥満度が25.0以上の者である。

痩身とは、身長・体重から肥満度を求め、肥満度が18.5未満の者である。

肥満度 = 実測体重(kg) / 実測身長(m)²